

## 文京区バリアフリー基本構想の概要

---

### (1) 策定の背景と目的

本区では、法や条例に基づき、行政や事業者がそれぞれの道路や施設のバリアフリー整備を進めていますが、事業主体や対象が異なる施設間でのバリアフリーの一体性・連続性が図られていない側面が課題となっています。また、交通政策基本法、障害者総合支援法、障害者差別解消法の施行等を受け、まちづくり（ハード面）と福祉施策（ソフト面）が連携した、心や情報のバリアフリーの視点を含むバリアフリー推進の必要性が高まっています。

さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」）において、野球・ソフトボールが追加競技種目として採用された際には、東京ドームが競技会場となる可能性が高く、また、他の競技種目では区の施設が公式練習場となることが考えられます。開催を契機に、国内外から多数訪れる観光客や障害者に配慮した、より充実したバリアフリー対応が求められます。隣接した千代田区、台東区、荒川区では既にバリアフリー基本構想に基づき面的なバリアフリー整備が進められていることから、隣接区との連続的なバリアフリー化への配慮も必要となります。

これらの状況を踏まえ、行政・区民・事業者等が一体となってバリアフリー基本構想を策定しました。これにより、公共交通事業者、道路管理者、公安委員会、公園管理者、建築物管理者などの各事業者が共通の方針に基づき主体的に事業を推進し、重点的かつ一体的なバリアフリーを実現していきます。

## (2) 重点整備地区の設定

本区は区域が比較的小さく、区全体に共通するバリアフリー課題を検討することが重要です。

また、地域特性を踏まえた構想とすること、重点整備地区の要件としておおよそ 400ha 未満とされていることから、文京区都市マスタープランに示す5地区（都心地域、下町隣接地域、山の手地域東部、山の手地域中央、山の手地域西部）それぞれをバリアフリー法に基づく重点整備地区として設定しました。

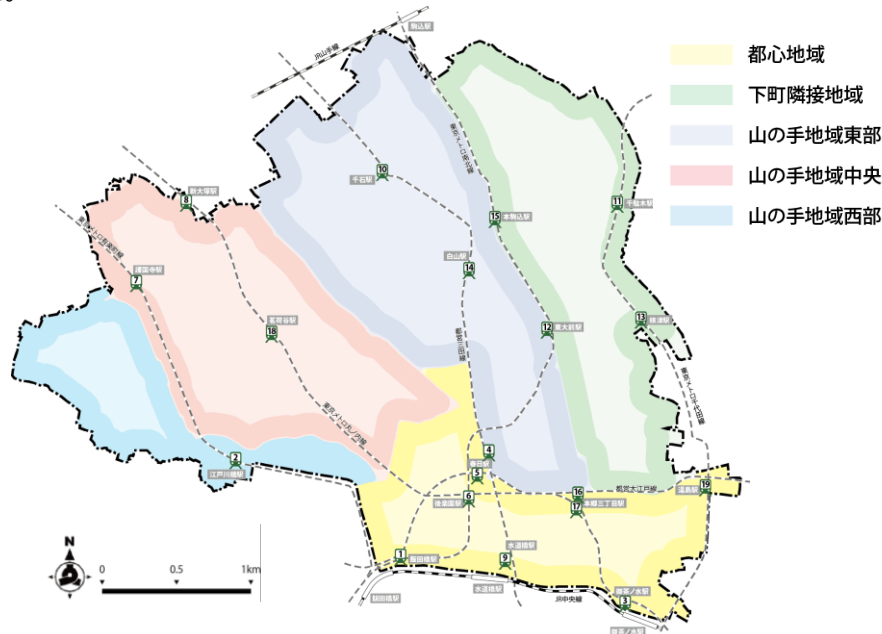


図 文京区バリアフリー基本構想における重点整備地区

## (3) 地区別計画の策定

バリアフリー基本構想の実現に向けて、バリアフリー法では、バリアフリー基本構想に基づき各事業者が具体的な事業計画（特定事業計画）を作成し、それぞれ事業を実施することが定められています。

本区では、平成 28 年度以降に文京区バリアフリー基本構想に基づく「地区別計画（バリアフリー法に基づく特定事業計画を含む）」を順次策定します。策定にあたっては、区民参加により具体的な課題抽出を行うとともに、関係事業者との調整を図り、地区別方針に則った具体的な事業計画をとりまとめます。

地区別計画は、文京区都市マスタープランに示す5地区（都心地域、下町隣接地域、山の手地域東部、山の手地域中央、山の手地域西部）ごとに策定します。各施設におけるバリアフリー整備の早期着手を促進することから、平成 29 年度までの策定を目指し、順次検討を進めます。

表 地区別計画の策定予定

年度	対象地区
平成 28 年度	都心地域、下町隣接地域
平成 29 年度	山の手地域東部、山の手地域中央、山の手地域西部

## (4) 地区別計画に関する基本方針

平成 28 年度に地区別計画策定予定の対象地区（都心地域、下町隣接地域）における、地区別計画に関する基本方針を以下に示します。

### ① 都心地域

#### 1. 東京2020大会の競技会場等として使用されることを想定した周辺のバリアフリー化

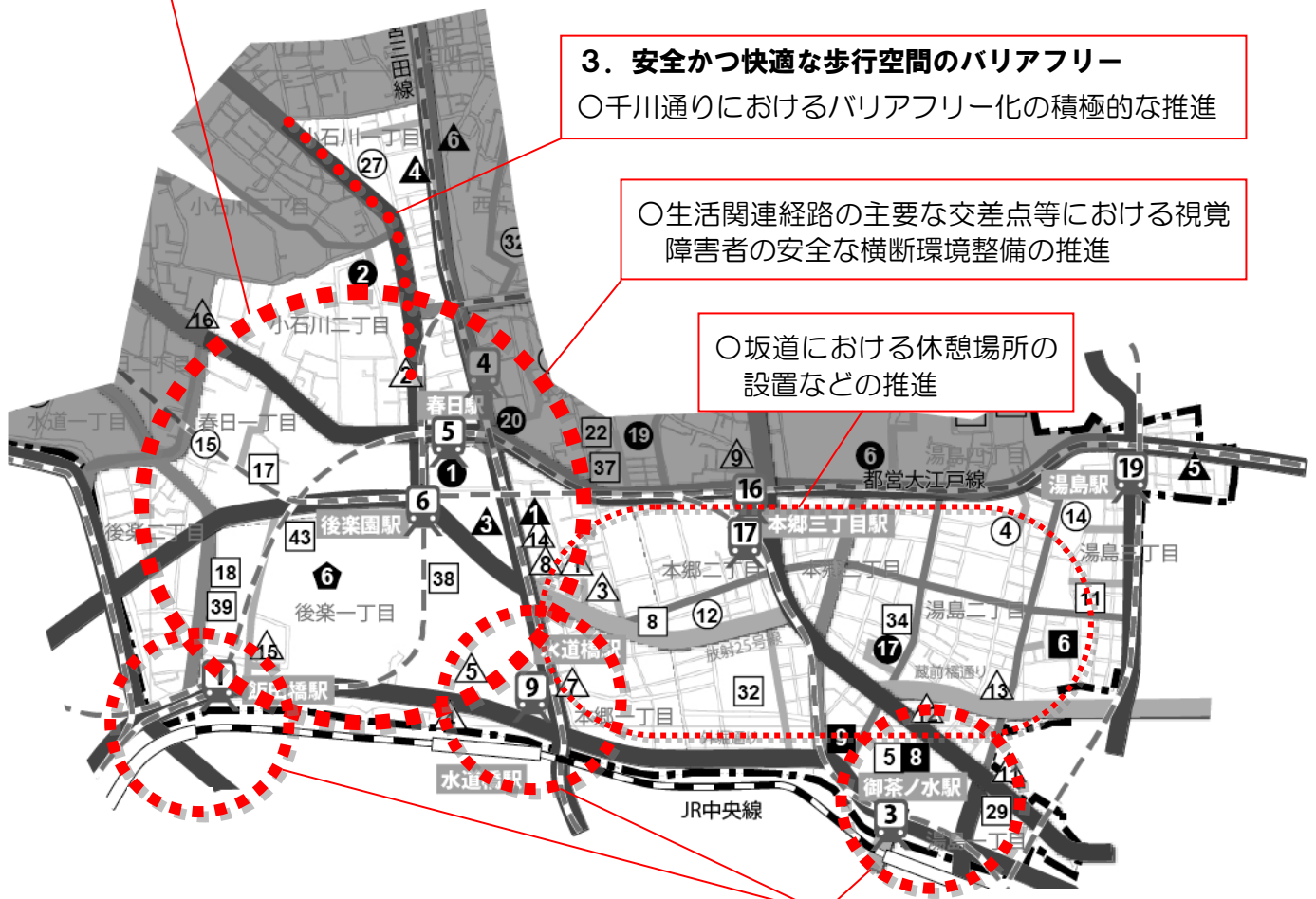
- 駅、競技会場を中心とした周辺歩行空間の連続的なバリアフリー化の推進
- 東京メトロ後楽園駅、都営春日駅及び主要施設における乗換や施設間の経路案内の更なる充実
- 連続的な歩行空間整備に伴うわかりやすいバリアフリールート の確立

#### 3. 安全かつ快適な歩行空間のバリアフリー

- 千川通りにおけるバリアフリー化の積極的な推進

- 生活関連経路の主要な交差点等における視覚障害者の安全な横断環境整備の推進

- 坂道における休憩場所の設置などの推進



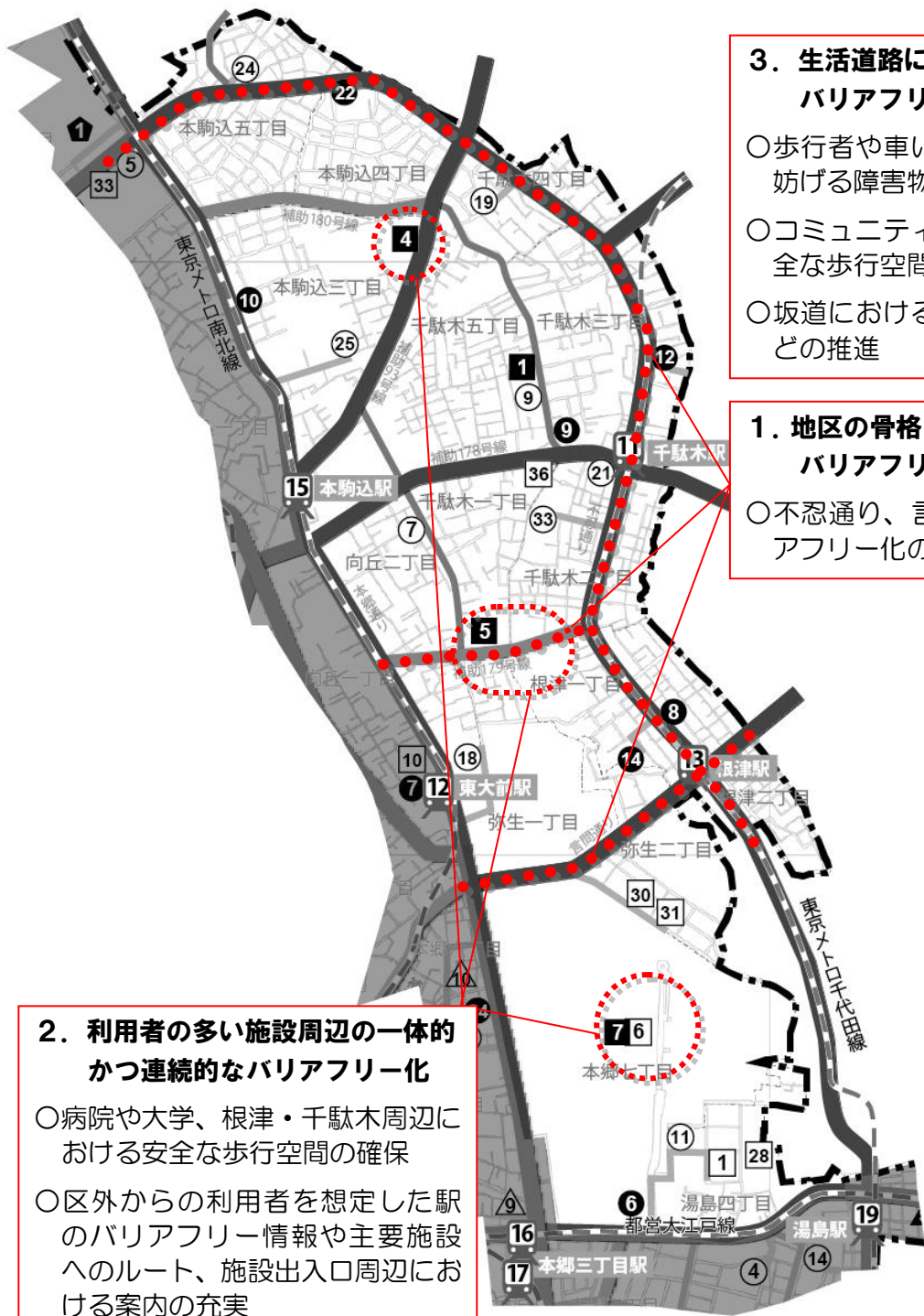
#### 4. 自転車利用のルール の徹底など心のバリアフリー

- 自転車走行空間の整備とあわせ、自転車の車道通行を促すなど自転車利用ルール の徹底
- 坂道での車いす利用者等への手助けなどの心のバリアフリーの推進

#### 2. 駅周辺における利便性・安全性の高いバリアフリー化

- 駅周辺や主要施設における区外隣接駅（水道橋駅や御茶ノ水駅等）との乗換も含めた経路案内の充実
- 高齢者利用が多いことを踏まえた御茶ノ水駅の上下移動の更なる円滑化の推進

② 下町隣接地域



**3. 生活道路における歩行空間の  
バリアフリー化**

- 歩行者や車いす使用者の通行を妨げる障害物の撤去、移設
- コミュニティ道路整備による安全な歩行空間確保の推進
- 坂道における休憩場所の設置などの推進

**1. 地区の骨格となる幹線道路網の  
バリアフリー化**

- 不忍通り、言問通りなどのバリアフリー化の積極的な推進

**2. 利用者の多い施設周辺の一体的かつ連続的なバリアフリー化**

- 病院や大学、根津・千駄木周辺における安全な歩行空間の確保
- 区外からの利用者を想定した駅のバリアフリー情報や主要施設へのルート、施設出入口周辺における案内の充実

**4. 生活者と来訪者相互の心のバリアフリー**

- 歩行空間への駐輪・駐車対策の強化
- 沿道店舗等によるもてなし・サポートや、狭い道でのゆずりあいなどの心のバリアフリーの推進

**5. 自転車利用のルール徹底など心のバリアフリー**

- 自転車走行空間の整備とあわせ、自転車の車道通行を促すなど自転車利用ルールの徹底

## (5) バリアフリー基本構想の進行管理

国の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」では、バリアフリー法に基づく特定事業計画に則った事業推進のみならず、実施された事業の成果について評価を行い、必要に応じてバリアフリー基本構想の見直しや新たなバリアフリー基本構想の作成を行うことが望ましいとされています。

本区では、「文京区バリアフリー基本構想推進協議会」を設置し、バリアフリー基本構想に基づく地区別計画の策定（Plan）、事業の実施（Do）、評価（Check）、改善（Action）のPDCAサイクルに基づき、バリアフリー基本構想の段階的かつ継続的な発展（スパイラルアップ）を推進します。

具体的には、地区別計画に基づく事業の進捗状況について関係する事業者に毎年度照会を行って推進協議会で確認するとともに、平成32年度には中間評価として多様な区民参加のもと事業実施後の確認やさらなる改善の提案等を行います。そして、目標年次の平成37年度以降は、バリアフリー基本構想の評価や改定の必要性について検討します。

また、ソフト施策等の推進の一環として、推進協議会の場を活用しながら心のバリアフリーに関する研修会等の取組を継続的に展開するなど、より多くの区民の方に参加いただく機会を設けながら、心のバリアフリー等の普及・啓発を推進していきます。

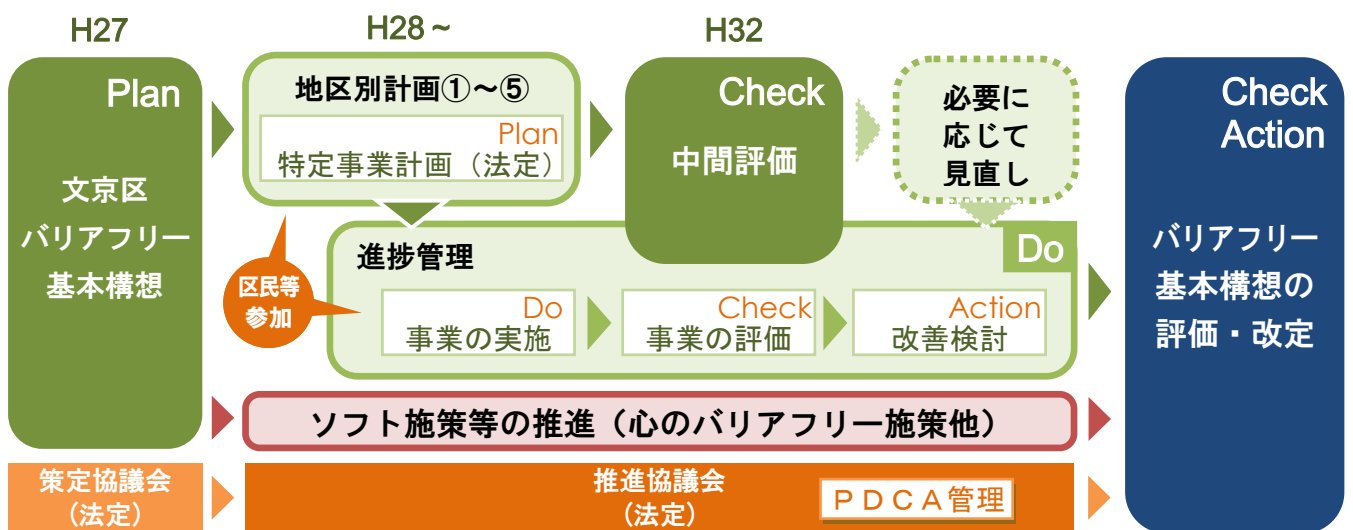


図 文京区バリアフリー基本構想におけるPDCAサイクルのイメージ